

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業 補助対象の拡充及び応募要件等の見直しについて (食品製造業者、旅館・ホテル事業者向けのご案内)

「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業」に関して、県内食品製造業者等による本事業の活用を推進するため、下記の見直しを行っています。

■補助対象の拡充

補助対象に、新たに食品製造業に取り組む旅館・ホテル事業者を追加

■応募要件等の見直し

- ① 県産農林水産物の使用割合を概ね10ポイント以上増加させる目標について、これまでの重量ベースに加え、金額ベースによる目標設定を可能とした。
- ② 上記①について、既に県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）が高く、さらに使用割合を概ね10ポイント以上増加させることが困難な場合に、これと同程度の効果を有する目標設定を可能とした。（下表参照）
- ③ 申請の際に添付する様式を、記入しやすく簡素化した。

◆新たに追加された補助対象及び応募要件

対象	対象者	応募要件（目標設定の考え方）
食品製造業者	県内に主たる事業所を有する食品製造業者（日本標準産業分類）の中分類「食品製造業」又は中分類「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち小分類「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」及び「茶・コーヒー製造業」を主たる事業として営む者	<p>県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）を現状より概ね10ポイント以上増加する目標又は<u>これと同程度の効果を有する目標（※）</u></p> <p>※これと同程度の効果を有する目標（下記のいずれか）</p> <p>ア 県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）が50%を超える場合、県産農林水産物の使用量（重量又は金額）を現在より概ね10%以上増加させる目標。</p> <p>イ 新たな分野で食品製造に取り組む場合、その分野において、県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）を概ね50%以上とする目標。</p>
旅館・ホテル事業者	県内に主たる事業所を有する旅館業法に基づき山形県知事からホテル営業、旅館営業の営業許可を得た者のうち、新たに食品製造業に取り組む者	新たに取り組む食品製造業の分野において、県産農林水産物の使用割合（重量又は金額）を概ね50%以上とする目標。

◆補助率 1／3以内

◆対象経費 施設・設備整備に係る経費（上限5千万円の1／3）

※ただし、施設については機械設備の導入に必要な整備・改修に限ります。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。

<http://izp2.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140001/h24no3-souikufupj-bosyu.html>

◆相談・受付窓口

相談・受付窓口	住 所	電話番号
村山総合支庁農業振興課地域戦略推進担当	山形市鉄砲町二丁目19-68	TEL.023-621-8385
最上総合支庁農業振興課地域農政担当	新庄市金沢字大道上2034	TEL.0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課農政企画担当	米沢市金池七丁目1-50	TEL.0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課生産振興担当	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL.0235-66-5521